



今月のことば

Words of the Month

地域知財

日本弁理士会副会長

吉竹 英俊

地域知財とは何か？知財の中には地域知財というカテゴリーがあるのか？地域知財について述べようと思って筆を執った瞬間に、今まで考えたことのない疑問がわいてきました。「知財」は知的財産権ではなく知的財産、これは疑問の余地がありません。先日、特許庁関係の人と会合で話していたのですが、「知的財産権」ではなく、「知的財産」という言葉を対外支援で特許庁は積極的に使うようにしているそうです。特許権のように明示的に権利化されたものだけでなく、営業秘密のように思想のレベルにあるものをも含ませることを明確に意図したものだそうです。「地域」とは何ぞや、これには疑問がいっぱいです。地域の同義語は地方、反対語は中央のようです。地方知財、これはまだ何となく受け入れられますが、中央知財、これはほぼ理解不能です。

しかし、現実には、地域知財という用語は、知財の分野で常用されています。例えば経済産業省が2020年7月15日に発表した「第2次地域知財活性化行動計画」の中に、地域知財という言葉がたくさん使われています。以下は発表されたその計画です。

中小企業・地域経済産業

特許庁は、知財分野における地域・中小企業支援について、2022年度までの3年間の「第2次地域知財活性化行動計画」を策定しました。

1. 第2次地域知財活性化行動計画の策定

特許庁は今般、知財分野における地域・中小企業支援に関する2019年度までの「地域知財活性化行動計画」(2016年9月26日決定)を改訂し、特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が地方自治体等の関係主体と連携して実施する次期行動計画として、2022年度までの3年間の「第2次地域知財活性化行動計画」を策定

しました。

2. 第2次行動計画のポイント

第2次行動計画における基本方針は以下の通りです。

(1) 基本方針1:「ターゲットを意識した地域・中小企業支援の充実」

関係主体ごとにターゲットを意識して、知財の権利化や利活用のための効果的な戦略の構築を支援し、中小企業の知財活用度のステージを引き上げることにより、企業の「稼ぐ力」を強化します。特許庁およびINPITは、地域未来牽引企業等の知財活用のポテンシャルの高い企業をターゲットに、ハンズオンで事業成長までフォローアップ支援等を実施します。

(2) 基本方針2:「地域・中小企業の支援プレイヤーの連携と支援の融合」

特許庁ほか関係省庁、他関係主体や地域の支援機関等との連携を強化し、各支援事業と特許庁による知財施策を組み合わせることで、横断的かつ一体的な支援体制を構築します。

先ほどの疑問に戻りますが、地域知財の地域とは、地域経済、地域産業であって、その中に地域の中小企業も含まれる、と考えるのがよさそうです。これは、私の感覚にも符合するものです。私は、関西地域に住んでおり、常日頃、関西の地域知財の活性化について、次のように考えていました。関西地域は、ものづくりを支える中小・ベンチャー企業が多く集積しており、関西の地域知財を活性化するためには、なによりもそれら中小・ベンチャー企業を知財から支援する取り組みが必要である、と考えていたのです。

日本弁理士会において、地域知財の活性化に寄与する改革が、令和元年に行われました。支部名

称の変更です。日本弁理士会の9支部、すなわち、北海道支部、東北支部、関東支部、北陸支部、東海支部、近畿支部、四国支部、中国支部、九州支部は、平成31年4月1日をもって、日本弁理士会北海道会、東北会、関東会、北陸会、東海会、関西会、四国会、中国会、九州会に名称変更されました。

私は近畿支部の会員で、近畿支部の会活動に参加していましたが、近畿支部という名称について、常々、次のような思いをもっていました。すなわち、近畿支部の活動は、活発かつ多岐にわたり、外部諸機関および外部諸団体との連携が年々盛んになるにつれ、支部という名称が、活動の大きさから乖離し、前向きな活動、たとえば地域知財活性化のための外部との連携活動を進める上で、足枷となっている、という思いを持っていました。近畿支部から関西会に名称変更され、これで、よりスムーズに、地域知財の活性化のための活動を進められると思ったものです。

奇しくも、私は、関西会の初代会長を仰せつかりました。会長に就任するにあたり、これで名称が、活動の実態に追いついたわけであるので、今後は、関西会の活動が、その名に相応しいものであることを会内外に示すことが必要であると事業計画しました。そして、コロナ禍ではありますが、地域知財の活性化に向けて、外部諸機関および外部諸団体との連携を深め、広め、その活動を推進しました。名称変更による効果は、外に出て行くときの自らの自信、外に対しての存在感の増大にあると感じます。このことは、おそらく、他

の地域会においても同じではないかと思います。

今年2021年には、一年遅れで東京オリンピックが開催される予定です。そして、2025年には、大阪万国博覧会が開催されます。半世紀前を思い出させる出来事です。半世紀前は、その後、日本は高度成長への道を駆け上っていきました。日本の各地域も大いに元気でした。いつの間にか元気が失われ、地方創生が言われて久しい時間が経過しています。しかし、上記の出来事は、日本の各地域が元気を取り戻す絶好の機会ではないかと考えています。このような絶好の機会をとらえ、日本弁理士会が、地域知財の活性化に寄与し、プレゼンスを向上させるため、万博委員会（仮称）を立ち上げました。活動はこれからですが、楽しい委員会です。私も精いっぱい力を尽くそうと考えています。

私は、今年度の日本弁理士会の執行部において、関西会、四国会、中国会、九州会の4つの地域会を担当します。そして、それらの地域会において、地域知財の活性化に積極的に寄与したいと考えています。なお、他の、北海道会、東北会、関東会、北陸会、東海会の地域会は、私以外の副会長が担当されますが、執行部における地域知財の活性化という基本方針は変わりません。

地域知財の活性化は、今年度の日本弁理士会の執行部の重点政策の一つです。このことは、知的財産に関する専門家という、使命条項を付与された我々弁理士の社会的責任を果たすものと考えます。